



国労仙台

No. 2564
2009年10月10日
発行責任者 橋本 昭二
編集責任者 武田 昌仙

被害を拡大させない取り組みを

第四回 アスベスト問題学習会

地方本部アスベスト対策委員会(中島対策委員長・佐藤事務局長)は、9月12日、こころう会館において第4回アスベスト問題学習会を開催した。同委員会は05年10月に設置され、今日まで24回の対策会議と、今回で4回目となる学習会を取組んできた。

し、本年4月から規約改正を行ったと報告。

現職はリスクが高い

学習会では中島対策委員長の司会で開会し、地方本部橋本委員長は、この間取組んできた東北工事事務所分会の労災認定の闘いと郡山運輸区でのアスベストに関する労働処分問題や、JRアパートにおけるアスベスト使用問題等について述べ、今後の闘いを地本全体で取組むと挨拶した。

更に小池中執は、アスベスト検診時における放射線被爆について触れ、「レントゲンによる被爆は確かにある。だが、自然界にも存在している放射線を我々は常に浴びており、それ以上に国鉄・JRで働いてきた我々はアスベスト曝露のリスクは高い」とした上で、50歳以上や喫煙者は検診を受けた方が良くと説明。

小池中執報告

被害状況と労災認定

本部からは小池中央執行委員が報告を行い、05年の73回大会で「対策会議」



小池敏哉本部中執

また訴訟については、旧国鉄・JR貨物アスベスト被害での横浜地裁における勝利的和解、旧国鉄鷹取工場OB遺族が神戸地裁に起こした裁判も今春に和解成立した。運輸機構は、旧国鉄業務アスベスト被害で亡くなった職員の遺族に対する一時補償金制度(一千万円)を創設

た。更にこれからの課題として、業務災害申請における「状況現認書」同僚の証言が省略となったが、その事務連絡の文書が公表されていない。周知事業では昭和31年6月以降からJR発足までの30年間に退職した方への未周知があり、被害者の掘り起しが必要。業務災害の補償において休業補償の請求との支払いが曖昧、など改善を求めていく必要があると述べ、また姉崎書記長は組合として、国労にそれぞれ勝利報告とこれからも病気になるための掘り起こしに頑張るなどの決意が述べられた。

9	9	9
23	25	24
6	2	30

第23回東日本本部大会
JRバス冬期ダイヤ提案
第10回地本ゴルフ大会
09年度冬期体制提案
第14回執行委員会

神奈川地区本部 姉崎書記長報告

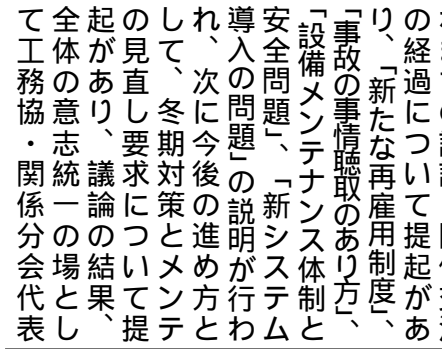
次に「旧国鉄・JR貨物アスベスト被害裁判の勝利報告」と題し、神奈川地区本部の姉崎書記長が報告。



姉崎憲敏書記長

勝利的和解もまだまだ改善すべき課題は多い

横浜地裁への訴えは、安全配慮義務を怠った責任を明確に、謝罪と個別補償、旧国鉄労働者にアスベストの危険性を周知する、補償制度と申請制度の簡素化であり、地裁からの和解提起を受けてから5ヶ月間の協議を経て昨年12月25日に和解成立。これは全面勝利判決に等しい和解内容であり、追加で一千七百万円の損害賠償も、一方で未だに補償救済されていない被害者が存在しており、裁判に依らない補償制度の創設と充実を図ることが強く求められると報告。



【新庄連合 能登井通信員】

山形で家族ともども 地本工務協交流会から

交流と学習

各裁判の原告の報告と決意

記長は組合として、国労にアスベスト活動家の育成職場・設備のノンアスベスト化の重要性の認識、退職者とともに闘う姿勢が必要であると述べ、報告を終了した。

また地本アスベスト対策委員会より原告の二人に対し花束の贈呈も行われた。更に地本アスベスト対策委員会の佐藤事務局長よりこの間の仙台地本としての取り組みの報告や今後の課題などについて報告がされた後、全体討論が行われ、最後に地本橋本委員長の団結頑張るうで終了した。

仙台地本工務協恒例の芋煮交流会が、9月26、27日、山形県大江町の「奥のおおえ柳川温泉」で行われました。地本内の工務関係の各分会の仲間が各地から集い、来賓には、橋本地本委員長、湯浅全国工務協議長、藤澤東日本工務協議長、佐藤全交通共済東北副本部長らが見えられ、それぞれ挨拶をいただきました。一泊で計画した今年の交流会には、組合員31名と4家族7名の総勢38名が参加。文字通り家族を含めたアットホームな交流会となりました。一部では、来賓の挨拶の後、小松山事務長からこれまでの議論と団体交渉の経過について提起があり、「新たな再雇用制度」、「事故の事情聴取のあり方」、「設備メンテナンス体制と安全問題」、「新システム導入の問題」の説明が行われ、次に今後の進め方として、冬期対策とメンテの見直し要求について提起があり、議論の結果、全体の意志統一の場として工務協・関係分会代表

東日本本部大会から 発言要旨 仙台から四名が発言

結城代議員
（宮城県支部）

貨物の現状と分会の取り組み。会社は今年3月、一方的にJRカードを廃止。また10年連続ヘア・ゼロ回答。夏期手当では昨年を下回る1・65ヶ月の回答。賃金では55歳以上一律30%カットと最悪な条件で昼夜の労働。分会では、全体集会を開き意思統一を図り、JRカード廃止反対署名、現場長申し入れ、春闘では、朝、職場前に組合旗を掲げチラシ配布行動やJRアパートへのチラシ配布、貨物本社・支社へのFAX行動など創意工夫した闘いを展開。だがこれ以上どのような闘いをすれば良いのか？との声も。今こそ現場で働く組合員の声を聞き、「ストライキ」の権利を最大限に行使し闘いを。又、国労が現場で闘う姿勢を見せることこそが「組織拡大」にも繋がって行く。

秋山代議員 （宮城県支部）

55・57歳の賃金カットの廃止と新たな再雇用制度改善。支部は交流会を開催し、先輩方から貴重な意見や要望を集約。「仙建工業の軌道検査グループでは、月に8回、11回の夜勤が機械的に組まれる」「エルダー社員は、新採者よりも賃金が安い」「休日も格差がある」「東労組はほぼ希望通りの再就職、国労は逆」。貨物会社では「なぜ旅客会社から貨物会社の関連会社に配属されて来るのか？」等の報告。本社・本部間では、出向先の調整は「ある」。だが仙台支社では調整は「無い」と。この件で東日本本部が5月に本社交渉開催するも、「仙台支社の問題」で了。地本も支社に対し改善を求めてきたが解消ならず。この組合員は、再雇用先の社長と話す機会を持ち、言われたのは「資格は関係ない。安い賃金で働く人がほしいだけ」ということ。本人は「愕然」とした。両親の介護問題を抱えていたが、国労が切り開いた制度だから辞めなくて踏ん張る」とも。東日本本部は、

渡辺代議員 （仙台支部）

問題は会社側の制裁に。2ヶ月以上に渡る日勤教育・戒告処分・JRテックノ仙台へ3年間の出向発令。仙台支社内、他の支社の同様の事例と比較して非常に重く厳しい対応。組合役員の不祥事につけ込んだ組織攻撃。和解以降「試験の合格率が上がった」「会社施設が借りられる」「現場の要求に答えるようになってきた」など、会社の変化が報告される。一方でこの問題や福島駅での不当配転問題や新採者組織加入において、会社はこれまで以上の露骨な組合差別・不当労働行為の攻撃。会社は核心部分では変化無く、むしろ組合掲示板から喫煙問題の支部教宣紙を剥がす行為を見た時、以前にも増して強権的。これに対して労働組合は「和解の内容を守らせる」「組合差別は許さない」「不当労働行為に対して断固闘う」という姿勢で取り組むべき。「国労らしい運動」の追求が大切であり、こうした運動を通じてこそ組織の強化・拡大が勝ち取れる。東日本本部にはその運動の先頭に立ち展開を。

五十嵐代議員 （福島県支部）

提示されたのは休暇数が少ないなど労働条件の厳しいJR貨物ロジステイクス。事前相談もなく一発提示で、いやならば再雇用先はないと。過日行われた集会で本人は「2ヶ月働いたが、改めて休日が少ないと実感。介護での帰省が本当に大変。仕事もキツく、汗だくになっても風呂もシャワーもない。社員24名のほとんどが八〇〇ワークから来た人。JR関係者は貨物からの出向者2名とエルダーの2名で皆国労組織人員からしてなぜ全員国労か？」と訴えている。この間、東日本本部にも取り組みをしてもうたが、結果は変更ならず。早急に会社と約束した内容を守らせることが必要であり、問題が発生した場合は速やかに組織対応を。また再雇用先が本人希望と違っている場合などは事前に相談する場を設けるなどの取り組みも必要。再雇用において差別をなくす事が、国労組合員の継続と大きく関わる。出向者の取り扱い。分会組合員の福原さんは当初3年間の出向期間であったが、2回も出向延長の不当な発令がされた。しかし7月に5年間という長い出向期間から、本人の希望する幹総に復帰。福原さんはこの間、新庄運転区からTKKに出向発令。3年後には1年間の延長、その1年後には更に3年の延長の不当発令。本人の怒りは当然だが、「これを許すならば会社はやりたが放題。現在出向している人やこれから出向される人に対して不安を煽る。会社は国労を軽視している」と労組を問わず話題に。この後、分会は「本人希望を無視した出向延長は許さない」と、支部・地方本部一体となり取り組みを行ってきた。出向延長の理由とされた項目について、一つ一つ事実確認をしてクリアし、結果を支社に提示しながら、しっかりと対応するよう求める結果、今回のJR復帰の発令となったもの。時間はかかったが、粘り強く訴え続け、闘い続けた結果。また分会には今年12月に出向期間満了を迎える鈴木さんがおり、本部からも働きかけを要請する。組織拡大。情報を作成し組合員の自己紹介と裏面に春闘要求を掲載したものを他労組に手渡し、新規採用者には分会行事に誘いの声をかけた。拡大に結びついてはいないが、取り組みの中で若い人の置かれていく実態や会社・組合に対する不平・不満が聞け、国労の要求項目としたものも。役員だけの取り組みから広がりを見せ、意識の変化が。これからも取り組みを強化する。

仙台支社

この間の闘争団組合員とその家族の長期に渡る苦難を思うとき、早急に解決を勝ち取らなければ。3月25日の鉄建公団訴訟・東京高裁判決は、地裁判決と同様不当労働行為を明確に認定。しかし判決は、雇用・年金については一切認めず不当なもの。重要なことは、当事者である闘争団の仲間

の乗車口の扱いは外からだが、新潟のE120系の車両は内と外両方から開くことが分かった。交渉では「新潟支社の問題である」として穴が開かない状況。競合作業把握システム。仙台支社は昨年11月先行導入。しかし水戸では未稼働で支社が窓口。教育問題。当初取り扱いを行っていた人間が異動した場合、代わりに国労組合員が扱うケースがあるが現場のOJTのみの教育で大変苦労。現場長にはしっかりと教育をと言っているが進まず。インフルエンザ対策。郡山駅社員が発症したが、支社との話では、本社危機管理センターと保健所とのやりとりで済ませ、職場の消毒のみで終了。有効な対策がない。現場での明確な指導・方向性が必要。投排雪保守用車。導入3年目、SG・NG線で稼働しているが、単線ラッセル型では雪が残るなど完成度が不十分。運用も、当初パートナー会社で全て行うとしていたが、監督は未だに直轄。課題解決に向け支社と交渉を行うが、本部にも要請をする。

組織拡大

この間5名の拡大。郡山駅では会社施設で組合説明会を開催。出向再延長問題では3年延長を1年に短縮してきた。遠距離通勤。仙台からの通勤者3名が13年ぶりに仙台地区の職場に。春闘。3月6日と7日の大衆行動に組織の6割を超える600名が集結。

提示されたのは休暇数が少ないなど労働条件の厳しいJR貨物ロジステイクス。事前相談もなく一発提示で、いやならば再雇用先はないと。過日行われた集会で本人は「2ヶ月働いたが、改めて休日が少ないと実感。介護での帰省が本当に大変。仕事もキツく、汗だくになっても風呂もシャワーもない。社員24名のほとんどが八〇〇ワークから来た人。JR関係者は貨物からの出向者2名とエルダーの2名で皆国労組織人員からしてなぜ全員国労か？」と訴えている。この間、東日本本部にも取り組みをしてもうたが、結果は変更ならず。早急に会社と約束した内容を守らせることが必要であり、問題が発生した場合は速やかに組織対応を。また再雇用先が本人希望と違っている場合などは事前に相談する場を設けるなどの取り組みも必要。再雇用において差別をなくす事が、国労組合員の継続と大きく関わる。出向者の取り扱い。分会組合員の福原さんは当初3年間の出向期間であったが、2回も出向延長の不当な発令がされた。しかし7月に5年間という長い出向期間から、本人の希望する幹総に復帰。福原さんはこの間、新庄運転区からTKKに出向発令。3年後には1年間の延長、その1年後には更に3年の延長の不当発令。本人の怒りは当然だが、「これを許すならば会社はやりたが放題。現在出向している人やこれから出向される人に対して不安を煽る。会社は国労を軽視している」と労組を問わず話題に。この後、分会は「本人希望を無視した出向延長は許さない」と、支部・地方本部一体となり取り組みを行ってきた。出向延長の理由とされた項目について、一つ一つ事実確認をしてクリアし、結果を支社に提示しながら、しっかりと対応するよう求める結果、今回のJR復帰の発令となったもの。時間はかかったが、粘り強く訴え続け、闘い続けた結果。また分会には今年12月に出向期間満了を迎える鈴木さんがおり、本部からも働きかけを要請する。組織拡大。情報を作成し組合員の自己紹介と裏面に春闘要求を掲載したものを他労組に手渡し、新規採用者には分会行事に誘いの声をかけた。拡大に結びついてはいないが、取り組みの中で若い人の置かれていく実態や会社・組合に対する不平・不満が聞け、国労の要求項目としたものも。役員だけの取り組みから広がりを見せ、意識の変化が。これからも取り組みを強化する。